

夏は危険がいっぱい



守ってやりましょう。

● 交 通

これから多くなる交通事故の原因は、
 * 道路や車の前後へ急に
 びだして。
 * 道路で遊んでいて。
 * 自転車で遊んでいて。
 * 自動二輪車を暴走させて
 事故になった。
 * 事故が多くなります。
 * お宅のお子さんは、いま、
 どこで、なにをして遊んでい
 ますか？

● 暴 走

警察ではいま、社会を不安
 におとしられている暴走族を
 解散させようとしています。
 それは、青少年の将来にプ
 ラスになることが少ないから
 です。
 たとえば、
 * 良くない友人が多くでき
 ること。
 * 夜間、しかも遠出するの
 で健康を害し、勉強や仕事
 に身が入らなくなる。
 * ガソリン代がかさむため
 盗みなどの犯罪をおかす。
 * 事件や 事故にまきこま
 れる。
 などのへい害が多いからで
 す。

● 水 難

もうすぐ梅雨があけ、楽し
 い夏休みがやってきました。
 夏休みは、楽しい反面危険
 がいっぱいです。
 子どもたちを水難事故や交
 通事故から守るため、ご家庭
 でも常に注意し、夏休みを無
 事に過ごさせましょう。

村内の各小・中学校では相
 ついでプール開きが行なわれ
 プール学習も本格的に始まり
 ます。
 健康の増進と体力の増強を
 目ざし、元気なカッパたちが
 水しぶきをあげることでしよ
 う。

しかし、プールで泳ぐとき
 は監視員の方もおり、まづ安
 心ですが、川や沼の多い木村
 にとって、夏は水の事故の起
 りやすいことを忘れてはなり
 ません。
 立札や防護柵といっても限
 度があります。危険な場所
 なども子どもたちが遊んでい
 たら、他人の子どもといわず「危
 から：：」と、ひと声かけて

い県民総ぐるみ運動

53年6月30日まで



夏の交通安全運動

7月21日から8月31日まで

夏休み中の子どもの交通事故防止を中心に、暑さからくる疲労による事故、行楽地における事故を防止し、県民の交通安全に対する自覚と関心を高める目的で、夏の交通事故防止運動が実施されます。

◆期間

52年7月21日から52年8月31日まで

◆運動の重点事項

- (1) 子ども、歩行者及び自転車利用者の事故防止。
- (2) ヘルメット、シートベルト着用の推進。
- (3) 飲酒、過労、無免許など無謀運転による事故防止。

及び歩行者のすべてが、おたがいにゆずり合い、安全を確か合う習慣を高める目的で、長期間にわたる「交通安全ゆずり合い県民総ぐるみ運動」が展開されますので、ご協力をお願いします。

◆学校等における交通安全指導

- (1) 保育所、幼稚園児等には飛び出し、路上遊びなどの危険性を認識させ、道路の正しい歩き方、横断のしかたについて指導する。
- (2) 小・中学校児童生徒には安全な歩行、安全施設の利用など、自転車、安全な乗り方と反射機の活用について指導



- (3) 高校生については、二輪車の安全な乗り方、特に無免許、暴走運転の防止とヘルメットの着用を重点的に指導する。

◆家庭及び地域における交通安全指導

- (1) 開放感から生ずる事故を防止するため、行楽地や帰省地での危険な場所及び踏切りや線路内での遊びは厳しく禁止すること。
- (2) お年寄りに対しては、正しい歩行に加えて、目立つ服装、反射機の利用等について指導する。
- (3) 子ども会、老人クラブ、公民館等各種活動を通じて、地域ぐるみで交通安全の実践を習慣づける。

簡易生命保険

役立っている

みなさんの掛けている郵便局の簡易生命保険の掛金は、その大部分が国の財政投融資資金として使われています。

特に、地方公共団体の県や市町村には事業費にあてるため多額の融資をしております。

河内村には、長年小防音校舎の改築事業、狹益になったため改築した村立第一幼稚園の事業費に、簡保資金より三千四百七十万円と一千七百万円を、それぞれ融資いたしました。

このように、簡易生命保険の掛金は、みなさんに保険金として支払われるまでの間市町村に融資され、教育事業や道路整備事業等わたくしちの身近かな生活環境の充実に役立てております。

なお、金江津小学校の防音改築事業の資金として五千三百二十万円の融資も決定しております。

(郵政省)

52年度 一般会計 3千6百21万1千円を補正

第2回定例会 村議会から

昭和52年度第2回定例会村議会が、6月20日から22日までの3日間開かれ、報告5件、議案5件が審議され、それぞれ原案どおり可決承認されました。おもなものをお知らせします。

昭和52年度河内村一般会計
補正予算

補正予算の総額は、才入才出それぞれ3千6百21万1千円で、予算総額は13億3千8百27万8千円となりました。

補正された主なものは、

総務費 1千6百56万7千円
(内、生板駐在所修費費及公用車庫工事に3百25万7千円
総計画調査委託費4百50万
円)。民生費 6百27万1千
円(高齢者福祉バス設置事業
費3百万円、高額療養費付金
1百23万円、高額療養費付金
1百23万円、高額療養費付金
農林水産費 1百32万8千円
農林水産費 1百32万8千円
木土木費 6百38万1千円(源
浦田、長年パイプ用地協力
補助金5百10万円など)、教
育費 4百81万6千円(備品
購入代1百54万8千円、設計
委託料等1百69万円)が主な
才入です。

これに充当する才入として

は、村税 1百70万9千円、

地方譲与税 6百万円、県支出
金 2百40万1千円、繰越金 2
千1百61万3千円、諸収入(預
金金利子など) 4百32万8千
円が見込まれています。

河内村心身障害児就学指導
委員会を制定
心身の障害のある児童及び
生徒に対し、適正な就学指導
を行なうため、河内村心身障
害児就学指導委員会を設置す
るもの。

委員会は、医師、学校教育
関係者、児童福祉施設等の職
員、学識経験者などから15名
の委員を教育委員会が委嘱し
心身障害児の適正な就学指導
と、これに係る必要な事項に
ついて調査審議することが任
務です。

河内村非常勤消防団員に係
る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正
河内村消防団員の退職報酬
金の支給額が下表のように改

(単位 円)

年数 職階	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	110000	170000	230000	310000	400000
副団長	95000	140000	200000	270000	360000
正副分団長	85000	115000	170000	230000	320000
部・班長	75000	105000	150000	210000	290000
団員	70000	100000	135000	190000	260000

正されました。

村道路線の認定について
大宇金江津の深原、萱場、
赤部地先の総延長1千9百10
メートルが村道として認定さ

れました。

(以上が議案)

報告5件は専決処分の承認
を求めるもので、
河内村税条例の一部を改正
する条例

地方税法の一部を改正する
法律が52年3月31日付で公布
され、4月1日から施行され
るに伴い、村条例の一部を改
正するものです。

主な改正点は

(1) 村民税

個人では1障害者、未成年
者、老人者等の非課税の限度
額が「70万円」から「80万円
」に引き上げられたこと。

法人では1均等割の税率が
「2万4千円」が「8万円」に
「1万2千円」が「2万4千
円」に、「7千2百円」が「4
千8百円」に、それぞれ引き上
げられたこと。

(2) 軽自動車税

賦課期日後の軽自動車等の
用途変更と、村内の所有者の
異動については、月割課税を
廃止することになった。

河内村国民健康保険税条例
の一部改正

(1) 国民健康保険税の課税額

今年4月1日から
の算定にあたっては、被保険
者でない世帯主に係る所得割
額、資産割額、均等割額は、

課税額に算入しないことにな
りました。

(2) 国民健康保険税の課税限
度額を17万円(現行15万円)
に引き上げられた。

(3) 国民健康保険税の軽減対
象世帯の基準となる被保険者
の数に依りて、政令で定める
加算額を15万円(現行は14万
円)に引き上げられた。
などが主なものです。

消費生活

相談室が開設

みなさんの消費生活がさら
によくなることを願って、五
月十六日から専門の消費生活
相談員が、県南地方総合事務
所に設置されました。

食品、繊維製品、その他家
庭用品など、商品の選び方を
はじめ消費生活に関する一切
の相談に応じっておりますので
お気軽にご利用ください。

相談の受付

毎週月曜から木曜までの
午前九時から午後四時三
十分まで。

受付窓口

県南地方総合事務所、生活
商課内。
(土浦市真鍋五一七二一六
番)内線三〇七

家庭とこどもの しあわせのために 児童手当(月額5,000円)を支給

生活の安定と、をになう児童の健全な育成と、資質の向上をはかることが目的とされています。

◇ 支給資格

日本国内に住所のある日本国民で、次の要件にあてはまる者に支給されます。

- (1) 18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。
- (2) 支給を受けようとする人の前年の収入が、一定額(たとえば給与所得者については扶養親族が5人の場合4百97万円)に満たないこと。

◇ 手当の認定と支給

児童手当の支給資格のある人の請求に基づいて、村長が認定し、支給します。

なお、公務員と公共企業体の職員については、その勤務先で行ないます。

◇ 支給額

児童手当の額は、3人以上の児童のうち、生れた順に教えて3人目からの児童1人につき5千円です。

◇ 支払

児童が、心身ともにすこやかに成長することは国民すべての願いであり、家庭と社会がともに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

児童手当制度は、このための施策のひとつとして生まれたものです。

この制度は、国・県・村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭

心身障害児のための 特別児童扶養手当

心身に障害のあるお子さんを家庭で養育している方に支給される特別児童扶養手当の制度をご存じですか。

◎ 対象と支給額

特別児童扶養手当は、身体



児童手当は、認定した村長が毎年度、6月・10月・2月の三回に分けて、それぞれの月の前月までの4ヶ月分をまとめて支払います。

◇ 申請書の提出

支給資格があると思われる方は、村長に申請書を提出してください。用紙は住民課福祉係に用意してあります。

なお、わからないことがありましたら福祉係におたずねください。

障害で1万3千5百円ですが、ここの8月分から、さらに手当額の引き上げが予定されております。

◎ 改正される所得制限

特別児童扶養手当については、障害による支給制限がある20才未満の障害児を対象に、障害児の収入が歳を超えた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。

手当の支給額は、現在一級障害で月額2万3百円、二級障害で1万5千円から適用される所得制限の限度額は次のとおりです。

区 分	課税上の年間所得額
所得のある人の扶養家族が1人だけのとき	2百11万円
所得のある人の扶養家族が2人のとき (親子3人世帯の例)	2百37万円
所得のある人の扶養家族が3人のとき (親子4人世帯の例)	2百63万円

二等陸・海・空自衛官募集

防衛庁では、茨城の若い方に期待しています。

採用になりますと特別職国家公務員として身分が保障され、また、自衛隊生活で修得する技術・強い責任感・健康な身体は、社会において高く評価されており、ぜひ応募してください。

1. 募集人員 陸・海・空とも来年二月まで毎月三十名前後。
2. 応募資格 十八歳以上二十五歳未満のもので、その他特適なくわしく知りたいた方は、自衛隊茨城地方連絡までおたずね下さい。

ご存知ですか

高額療養費貸付制度

- ◇：医療費の支払いにお困りの方のために 高：◇◇
- ◇◇：額療養費貸付制度ができて、本年七月から：◇◇
- ◇◇◇：実施されることになりました。そこでこの：◇◇◇
- ◇◇◇◇：制限のあるまじをお知らせします。：◇◇◇◇

制度の目的

国民健康保険の被保険者で多額な医療費の支払いにお困りの方を対象として、河内村が医療費の一部を融資し、その支払いを円滑にすることに より、必要な医療を容易に受けられるようにするための制度です。

制度の内容

- (1) 融資を受けることができる方

本村の国民健康保険の被保険者で、保険で医者にかかった場合の自己負担金が一月月三万九千円をこえる見込みで支払いにお困りの方が融資を受けられることとなります。

(この場合の自己負担とは一人の人が一ヶ月に同じ医者にかかり支払う金額のことです。二人以上の家族の自己負担を合算したり、二ヶ所以上の病院にかかった分を合算するこ

とはできません。また、差額ベット代など保険扱いにならない金額は除かれます。)

なお、国保世帯に属する方でも、その世帯の前年度の所得の合算額が一定額以上の場合は、原則としてこの制度の対象とはなりません。(たとえば、四人家族で前年の所得が約三百九十三万円をこえる場合。)

- (2) 融資を受けることができる金額

保険扱いによる自己負担分の金額から三万九千円を差引いた額の九割に当る額の融資が受けられます。

(たとえば、保険扱いの自己負担金が二十万円の場合には二十万円から三万九千円を差引いた残り十六万一千円の九割、十四万四千円が融資されます。この十四万四千円に自己資金の五万六千円を加えた二十万円を医療機関に支払う

こととなります。

- (3) 融資に対する利子

年三%の割合で計算されますが、その世帯の前年の所得が一定額以上の場合は無利子となります。

たとえば、四人家族で前年の所得が一百三十万円(収入金額にすると約二百七万円)以下の場合です。

- (4) 資金の返済

保険扱い分の自己負担支払額が三万九千円をこえる場合は、河内村国民健康保険から約二、三ヶ月後に、そのこえる額について高額療養費として支給されることになっていきますので、その支給された金額を返済に充ててください。

たとえば、二十万円の自己負担を支払った場合、高額療養費として河内村の国保から十六万一千円(20万円×9割)が、二ヶ月後に支給されますので、このうちから融資額十四万四千円と利子の七十円を返済することになります。

融資を受ける手続

医療機関から医療費の請求に関する書類(保険点数の記入されたもの)をもらってき、印かんと保険証を持参し

役場を用意してある次の書類を提出してください。

- (1) 高額療養費貸付申請書
(2) 高額療養費の受領に関する委任状
(3) 借入金

引上げられる年金

国民年金は、国民の生活水準などの変動に応じて、少なくとも五年に一度は年金水準の見直しをするにしています。が、拠出年金では消費物価指数が五パーセント以上の変動があったときは、自動的に物価スライドによる加算が実施され、福祉年金もこれと同程度の増額がはかれることになっております。

このたびの改正は、五十二年の全国消費者物価指数が五十年度に比較して九・四パーセント上昇したことにより年金額等が下表のように改正されました。

種別	現行(月額)	改正(月額)	実施時期
老齢福祉年金	13,500円	15,000円	52年8月
障害福祉年金1級	2,030円	2,250円	
〃 2級	1,350円	1,500円	
母子福祉年金	1,760円	1,950円	52年5月
所得制限額(夫婦収入額)	年収 153万円	年収 164万円	
公的年金給付制限(限度額)	28万円	33万円	52年8月
支払月の変更	1.5.9月	4.8.12月	52年12月

種別	現行(月額)	改正(月額)	実施時期
標準年金	3,250円	3,558円	52年7月
10年年金	2,000円	2,542円	
5年年金	1,500円	1,640円	
障害年金1級	4,125円	4,512円	52年7月
障害年金2級	3,300円	3,610円	
母子年金	3,300円	3,610円	53年4月
保険料	2,200円	2,730円	

拠出年金

地下水採取は 知事の許可が必用



りますので、もれなく手続きされるようお知らせします。
(一) 届出又は許可を必要とす

このたびは、城廓地区に地下水の採取、地下正化を図る必要のある地域として、別市の市町村が52年6月1日に指定されました。

(一) 届出又は許可を必要とする
揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときはその断面積の合計)が次の基準面積を超える場合に該当します。

1. 農作物のかん灌用に供するため地下水を採取する場合五十分合十二・五^{cm²}
2. 1以外の用に供するため地下水を採取する場合五十分合十二・五^{cm²}

(二) 従来から地下水を採取している場合
昭和五十二年六月一日現在において、(一)の指定地域内での揚水施設を用いて地下水を採取している者は、五十二年七月三日(その地域が指定地域となった日から六十日以内)までに知事に届出てください。

(四) 新たに地下水を採取する
昭和五十二年六月一日以降(条例の基準断面積以下の揚水施設で地下水を採取しているものを、基準断面積を超えるものとする場合を含む。)に(一)の指定地域で(二)の揚水施設を用いて地下水を採取する場合は知事の許可を受けてください。

場合

昭和五十二年六月一日以降(条例の基準断面積以下の揚水施設で地下水を採取しているものを、基準断面積を超えるものとする場合を含む。)に(一)の指定地域で(二)の揚水施設を用いて地下水を採取する場合は知事の許可を受けてください。

なお、許可申請前に茨城県企画部水資源対策課と協議してください。

許可を受けないで地下水を採取すると罰せられることがあります。

(四) 許可申請書等の提出先
茨城県企画部水資源対策課(水戸市三の丸一五一三三八、電話〇二九二二四一四〇七八番)

小型船舶は 検査が必要

検査が必要

「ふねは船検、くるまは車検」あなたの船は検査済みですか?

船検は法律に基づいて別記のような小型船(長さ12メートル未満)の検査を、49年9月から実施してきましたが、在来船は52年3月31日の検査期限を過ぎたので、現在は

罰則が適用されていきます。

検査は、8月31日までで従来どおり実施していますので、未だ受検していない方は罰則を受けない前に至急受検してください。

未検査船を使うと1年以下の徴役または30万円以下の罰金に処せられます。

なお、くわしくお知りになりたい方は
日本船舶検査機構那珂漢支所(電話0292261313 600又は314608)におたづねください。

小型船舶別表

船の長さ	船の種類	船の用途
12メートル未満	レジャー用 エンジン付(船外機使用を含む) 自家用一般船 その他	遊覧船、釣り船、客船、ボート、作業船、交通船、足船、引船、押船、被曳客船、ろかい客船(旅客定員7人以上)

心障者に福音 職業センターオープン

心身障害者の職業自立を促進するため、雇用促進事業団と県が協力して、友部町の県立リハビリテーションセンター構内に職業センターを建設、八月三日から業務

を開始します。

(1) 同センターの業務は、職業相談と指導

(2) 職業能力と適性の判定

(3) 就職後の職場適応指導

(4) 就業所に対する作業施設作業補助具の改善指導

(5) 雇用情報などの提供

などです。

県と公共職業安定所では、就業を希望または相談したい方はすべてこのセンターを利用し、職業的に一日も早く自立されるようおすすめています。

利用方法は、最寄りの職業安定所(西茨城郡友部町七三三三)へ申し込んでください。

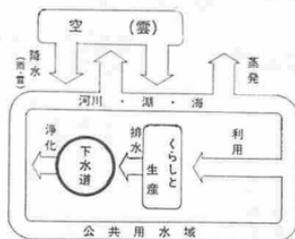
9月8日 第17回 全国下水道促進週間 ～14日

人間生活に欠かすことのできない水は、大自然のなかでぐるぐる循環しています。

まず降雨から始まり、河川や湖に流れこみ、上水道や工業用水として、各家庭や工場に給水されます。それから、その水は家庭下水や工場排水となり、再び河川や湖に流れこんでゆきます。そして、さらに水面や海面から蒸発し降雨となってゆく、このように水の循環が自然界の浄化能力の範囲内でくりかえされている間は、水は汚れません。しかしながら汚水量が増加し、これに何らの手も加えないとすればそれを受けいれる河川や湖の汚染が進み、ついには飲料水としても或は他に利用することもむずかしくなり、水の円滑な循環ができなくなるのです。

この水の円滑な循環を支える歯車が下水道です。村では、下水道を整備するため計画中です。

水のサイクルと下水道



交通安全母の会

交通対策に交通量調査

河内村交通安全母の会のみなさんは、最近の交通量の増加に伴い、交通事故防止対策として施設設備の充実を図るための資料にと、六月二十二日に村内九ヶ所において交通量調査を行いました。

その結果は下表のとおりですが、特に目についたことは老人の交通知識不足（小学生は良好）と、ドライバーのスピードの出し過ぎとのことです。

なお、同母の会では、この資料にもとづき今後の交通安全対策を検討するそうです。

歴史教室開講

を広く一般に理解していただくため、館主催事業のひとつとして「歴史教室」を次の日

交通量集計表

時間帯 種別	7.00 ～ 8.00		8.00 ～ 9.00		1600 ～ 1700		1700 ～ 1800		合 計
	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	
大型車	461	346	271	318	4396				
普通車	2164	1709	1390	1892	7155				
バイク	252	140	134	175	701				
自転車	518	251	373	426	1568				

8月6日 水戸藩における文政期の改革
8月20日 幕末水戸藩の争乱と庶民
9月3日 明治後期の農政と農業団体
9月17日 近代茨城の水害と農民
各日とも土曜日の午後2時から午後4時まで。
会場は茨城県歴史館講堂（水戸市緑町2の1の15）申込み方法
電話又はハガキにて受講を

希望する日の5日前までに、氏名・住所・職業を歴史館運用課までお申し込み下さい。（電話02992-25）4425番）

警察官募集

県警本部では次の要領で警察官を募集しております。受付期間

8月1日まで
採用人員
男子警察官 約50名
第一實試験日と場所
8月5日（9時～15時）
土浦第一高等学校
受験資格

大学卒又は来年3月卒業見込みの若者で、昭和25年4月2日から31年4月1日までに生れた身体健康な者。
給 与
初任給9万9千100円、1年後には10万3千800円となります。

受験手続
警察署にある申込書により
県警本部警務課人事係へ申込んでください。

なお、高卒者の募集は11月（申込は10月）の予定です。くわしくは警察署が駐在所におたづねください。

春季村内球技大会

参加43チームと盛会

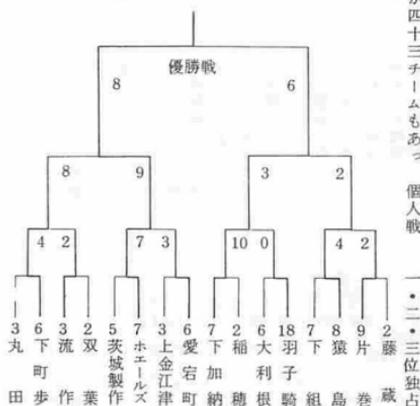
河内村春
季村内球技
大会（野球
大会）の中
央大会が六
月十一・十
二日に総合
グラウンド
か二球場で
行なわれ、
ホエールズ
（生板地区
代表）が優
勝いたしました。
今年も盛ん
なる野球
になる野球
団体戦
個人戦

稲敷地方競技 大会で好成绩

去る六月二十六日、聖騎村
において稲敷地方競技大会が
行なわれ、本村勢は次のよう
な好成绩を納めました。

団体戦 準優勝
個人戦 一・二・三位独占

野球大会成績表



卓球の部
団体戦 優勝
（個人戦は行われぬい）
ママさんバレーの部
第三位
テニスの部
第三位



保護しよう

村の文化財

このほど本村の中央公民館
敷地内に、河内村文化財資料
館が完成し、河内村文化財保
護委員会では、みなさんから
資料の提供（又は貸与して
くださることを希望してあり
ます。
みなさんのお宅に、文化財
の資料になるような物件があ

河内俳句

単衣縫ふ目盛薄れし鯨尺
妙齡の線くつきりと単衣かな
母となり棉参の単衣ふくよかに
母姉の形見の単衣似合う齡
きりりつと緋単衣の帯結ぶ

小川 竹声
小原 可道
市島 文子
高橋てる江
岡田 みつ

電気は大切に 2

洗たく機
洗たく物は、洗たく機一回
分の分量をまとめて洗たくし
ましょう。
洗たく機が効率良く使いま
す。
洗たく物の量、汚れにより
タイマーをじょうずに使いま
しょう。
洗いすぎは布地もいためま
す。全自動式には節約形のも
のもあります。節約サイクル

風量の調節を手まめにしま
しょう。
ダイヤルの強と弱では、消
費電力が50パーセント近くも
差があるので、弱や微風を上
手に使いましょう。
また、つけ放しや寝ている
間中まわっているのは、電気
の浪費ばかりでなく身体のだ
めにも良くありません。



◎ 今年三月まで金江津中学校に勤務されていた上金江津の岡崎恒夫先生より、金江津中学校へ校内放送設備一式及びカセットレコーダー、ドラムセットなど(金額にして一百九十九万二千円相当)の寄贈をされました。

◎ 金江津中学校運動部室が



寄贈された放送設備



寄贈された運動部室

1ポール二十個など(一百九万円相当)を同校へ寄贈されました。

◎ 本校生板工場を設置した川上紙業株式会社より、保育児に使ってもらってくださる、と自社製品の画用紙二万一千枚の寄贈がありました。

◎ 河内村みのりの会のみなさんは、ボランティア活動の一環としてゾウキン八百枚を作り村内の各小・中学校を訪問し寄贈されました。

◎ 中央公民館では今年度に弄儀用祭壇を購入する計画でしたが、予算の都合で中止したところ、これを知った竜ヶ崎市の小島仏具店より三段式祭壇一組を寄贈されました。

◎ 下金江津の桜井昇さん(老人クラブ会長)から河内村社会福祉協会に五万円の寄附をいただきました。

◎ このほど奥さんやなくされ花輪ポスターに添えて供えられた香料の中から「福祉事業にお使いください。」と寄附されたものです。

村章募集

◎ 村章募集

◎ 今年三月まで金江津中学校に勤務されていた上金江津の岡崎恒夫先生より、金江津中学校へ校内放送設備一式及びカセットレコーダー、ドラムセットなど(金額にして一百九十九万二千円相当)の寄贈をされました。

- ◎ 応募規定
- ◎ 応募資格

先日火災のため消失し、部員たちが困っているのを見て、上金江津の細谷よしさんの運動部室(プレハブ、トタン葺四七・三六〇)一棟、パレ

◎ 母校、河内中学校の卓球台が老朽化しているのを知った浄玄の石井好和さんは、母

1. 村内に居住する者に限り
ます。

2. 作品は、タテ・ヨコとも約七センチ以内にし、デザインは自由です。村章としての特徴をよく表現してください。

3. 送り先は、河内村役場 総務課まで。

◎ 入選決定と発表
入選決定は村長が委嘱した審査員によって決定し、発表は広報かわち紙上で発表します。

賞

1. 作品は一人一点でもけっこうですが、住所・氏名・年令と作品の簡単な説明を必ず記入してください。
2. しめ切りは五十二年八月三十一日(当日消印のあるものは有効)です。

1. 入選一点、佳作若干点
2. 入選作品及び佳作品には村長賞を贈ります。
なお、入選作品の版權は主催者に帰属します。

軽減される

登録免許税

新築住宅の登記で次の要件にあってはまるものは、税率が、保存登記では06%から02%(52年3月31日までに新築された家は01%)へ、また、移転登記では5.0%から02%(52年3月31日までに新築された家は0.1%)へと、大変軽くなります。

要件

- (1) 家屋の床面積が1百65㎡以下(52年4月1日以後に新築された木造家屋については1百65㎡以下で30㎡以上)であること。
 - (2) 新築した人の住宅用家屋の保存登記であること。
 - (3) 新築後1年以内の登記であること。
- そのほか、住宅新築資金の借入等に伴う抵当権の設定登記についても、一定の要件に該当すれば税金が軽減されます。
- なお、くわしくは税務署へおたづねください。